

◆平成23年9月5日 第9回「ダムによらない治水を検討する場」議事録

日 時：平成23年9月5日（月）15：00～17：00

場 所：熊本県青年会館（熊本市水前寺3丁目17-15）

出席者： 国 中嶋九州地方整備局長、植田河川部長、笠井八代河川国道事務所長

県 蒲島熊本県知事、戸塚土木部長、坂本企画振興部長

流域市町村長 福島八代市長（代理出席：福永企画戦略部次長）、田中人吉市長、
竹崎芦北町長、森本錦町長（代理出席：岩本副町長）、愛甲あさぎり町長、
松本多良木町長、鶴田湯前町長、廣瀬水上村長、徳田相良村長、
和田五木村長、横谷山江村長、柳詰球磨村長

司会 森川河川調査官

司会)

それでは、皆様お揃いのようでございますので、ただ今より「ダムによらない治水を検討する場」の第9回目の会議を始めさせていただきます。本日司会を担当させていただきます九州地方整備局河川部の森川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ご参加の皆様方、報道関係の皆様方、傍聴の皆様方におかれましては、円滑な議事の運営にご協力いただきますようお願ひいたします。

開会にあたりまして、資料のご確認をさせていただきます。お手元の資料のクリップを外していただきますと、「議事次第」1枚ものでございます。「座席表」これも1枚ものでございます。「出席者の名簿」1枚ものでございます。続きまして資料が全部で5つホッチキス止めされております。横長の資料でございますが、「説明資料1」、「説明資料2」、「説明資料3」、それから「説明資料4」、「説明資料5」でございます。また、この「ダムによらない治水を検討する場」に関しまして、寄せられました意見書、こちらの方をホッチキス止めにしてお配りしております。特に過不足ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。なお、センターテーブルの方々には、従来どおりでございますけれども、立体地図、斜め写真、管内図等もお付けしておりますので、適宜、ご説明の際にご活用いただければと思ってございます。また、ご出席の方々のご紹介は、「出席者名簿」にかえさせていただきたいと思います。ご了承いただければと存じます。なお、錦町長様が急遽、ご都合が悪くなられまして、代理で副町長の岩本公明様にご出席をお願いしております。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、開会にあたりましてお二方からご挨拶を頂きたいと思っております。まず、九州地方整備局長の中嶋よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

九州地方整備局長)

九州地方整備局長の中嶋でございます。本日は大変お忙しい中、第9回「ダムによらない治水を検討する場」にご参加いただきまして誠にありがとうございます。ご案内のように「ダムによらない治水を検討する場」については、平成21年1月より8回開催されまして、昨年6月の第8回には、「球磨川水系における治水対策の基本的な考え方（案）」について、様々なご意見を頂いたところでございます。一方で、「五木村の生活

再建」につきましては、この間、「国・県・村の三者による協議する場」を設置いたしまして協議を進めてきたところ、先頃一定の合意が得られたところでございます。このことから、治水についての議論を再開することといたしまして、本日、9回目の「検討する場」を開催するところになったわけでございます。

本日は、前回までの議論等を踏まえまして、球磨川の治水対策についての資料を用意してございますので、ご確認いただきとともにご意見賜ればと考えております。
本日は、よろしくお願ひいたします。

司会)

ありがとうございました。それでは、続きまして蒲島熊本県知事様よりご挨拶をお願いしたいと思います。

熊本県知事)

皆さん、こんにちは。皆さん、大変お忙しいときに第9回「ダムによらない治水を検討する場」にご出席いただき誠にありがとうございます。前回会議で五木村の振興について治水対策と一体として考えるべきではないかというご意見を皆様から頂きました。これを受け、これまで五木村の振興について道筋をつけるべく国、県、五木村で協議を進めて参りました。そして、去る6月26日に三者において合意に至ることができました。このことから、球磨川の治水対策については、改めて検討する場において議論を深める環境が整ったと認識しており、今後さらに全力をあげて取り組んで参ります。

今日の会議では、「直ちに実施する対策」の進捗状況、今後の議論の進め方などについて議論するとお聞きしております。球磨川の治水については、流域住民の洪水に対する不安を早急に解消することが必要だと考えております。皆様には忌憚のないご意見をお願いいたしたいと思います。本日は、よろしくお願いします。

司会)

ありがとうございました。それでは議事に先立ちまして、本日の第9回目の検討する場の進め方につきまして、九州地方整備局の植田河川部長より説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

河川部長)

河川部長の植田でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。最初に会議に入ります前に私の方から本日の会議の進め方につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。まず、資料1によりまして、これまでの議論の経緯をご説明をさせていただいた後に、いわゆる「直ちに実施する対策」について、これまでの進捗状況についてご説明を申し上げたいと思っております。

次に、資料2を用いまして「直ちに実施する対策」がどのくらいの効果があるのかということをご理解をしていただくために、過去に実際に球磨川で発生をいたしました洪水に対しまして球磨川の下流域、また、中流域、上流域そして川辺川の各々の区間でどの程度の洪水まで対応が可能であるのかということについてお示しをさせていただこう

と思っております。

後ほど資料を説明する中でもお話をさせていただきたいと思いますが、私どもといたしましては、「直ちに実施する対策」だけでは限界があるのではないかと考えております。従いまして、皆様と共に「引き続き検討する対策」につきましてこの実施の可否も含めまして真剣な議論を行い結論を得ていきたいと考えておるところでございます。これらの今後の進め方の考え方につきまして資料3、そして今後のメニューとして考えられます遊水地関係につきましては資料4で、そしてこれは熊本県ということになりますが市房ダムの進め方につきまして資料5によりまして今後の進め方についてご説明をさせていただきたいと考えているところでございます。今後の治水対策の検討実施にあたりましては県と市町村の皆様とともに協議を熱心に進めていくということが極めて大事でございますので何卒よろしくお願ひを申し上げたいと思います。私からは以上でございます。

司会)

ありがとうございました。それでは議事の方に入って参りたいと思います。これより説明資料を使いまして八代河川国道事務所長の笠井より説明を申し上げます。よろしくお願ひします。

八代河川国道事務所長)

八代河川国道事務所の笠井でございます。早速でございますけれども私の方から資料の説明の方をさせていただきたいと思います。

お手元にある説明資料1をご覧いただきたいと思います。昨年6月までに8回この会合の場を開催しております。この8回の会合の検討の流れを改めて掲載をさせていただいております。8回の会合までに「球磨川水系における治水対策の基本的考え方（案）」としてダムによらない治水対策についてのこの場での議論を踏まえて「直ちに実施する対策」と「引き続き検討する対策」に分けて整理をさせていただきました。さらに「直ちに実施する対策」につきましては各対策の事業費、工期、それから既往最大洪水等に対する水位低下効果というものを示していたところでございます。会合の中では「直ちに実施する対策」のスピードアップや全体スケジュールの明示についてご意見を頂いております。一方で対策の内容そのものについては実施については特にご異論がなかったということで逐次進めさせていただいているという状況でございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。2ページの方には今申し上げました、「直ちに実施する対策」につきまして、改めて掲載をさせていただいております。

この説明資料の中で、それぞれの対策の進捗状況についてこれからご説明させていただきますけれども、被害を最小化するためのソフト対策については、前回も主に市町村様による取り組みと整理させていただいております。第7回の会合で各市町村の具体的な取り組みということでハザードマップの作成とか、光ファイバーの全戸整備、それから緊急時の情報配信メール等について各市町村が取り組んでおられる、あるいはこれから取り組もうとしているという状況を説明させていただきました。国としましても、これまでも出水時の降雨あるいは河川の水位の状況について情報提供をさせていただいてお

りますけども、今年の6月末までに流域の全市町村と大規模災害時の応援協定というものを締結させていただいて、いざという時により迅速に応援の対応が可能なような体制をとらせていただいております。そのような状況でございますので、このソフト対策以外の対策について、順に実施の状況について説明をさせていただきたいと思います。

3ページをお願いします。3ページの方には球磨川の下流地区の対策をまとめて記載させていただいております。「萩原地区の堤防の補強」、それから「堆積が著しい中州の掘削」、それから萩原堤防の対岸にあたります「左岸高水敷の一部の掘削」、この3点でございます。3ページ左下の四角囲いの所に記載をしましたけれども、萩原堤防の補強に関しましては、昨年度22年度までに、継続して実施してきた深掘れ対策が完了しておりますとして、今年度より堤防本体の補強に着手するという段階まで来ております。

4ページの方にはその詳細について記載させていただきました。4ページの右上ですが、「◇新たな知見」と記載しておりますと、堤防本体の本格的な補強に着手するにあたって、平成17年から21年度まで流域全体で実証した、土の堤防の詳細点検の結果及びその解析の結果を踏まえたところ、表法面（堤防の川側の法面）の滑りでありますとか、基盤の漏水の対策も必要だということが、新たに分かっております。これらを踏まえまして、堤防本体の対策の工法について、改めて詳細な設計をいたしました。その結果を4ページの真ん中の所に「◇現在対策の内容」と記載をさせていただいております。第一段階として、まず、表法面の滑りの対策あるいは堤防本体の断面が元々不足しているということを解消するために、①と記載をしておりますけれども、鋼矢板を打設いたします。それと併せて、②の堤防本体の所に小規模盛土も併せて実施していくということでございます。この段階まで対策が進みますと、堤防の前面の根固めブロックが出水等で大きく動かないという条件の下で、一定の堤防の安定性が確保されるということでございます。

そして第二段階として、その根固めブロックの安定化ということで、高水敷の造成等を行っていきます。図面の中に③と記載させていただいております。こういう順番で対策をやっていこうということにしております。併せて、対岸の高水敷の一部掘削等につきましては、萩原地区の堤防、高水敷の造成等の実施と併せて実施をいたします。それから前面の中州につきましても、堆積状況等については詳細にモニタリングをしながら対応していくというものでございます。

5ページをお願いしたいと思います。「堆積が著しい箇所の掘削」ということで、下流部、中流部において流下能力が低下している箇所を掘削をすることということで、前回も対策の箇所を掲上させていただいておりました。5ページの右上、「◇頂いた意見」というところで前回会合等で頂いた意見を記載をさせていただいておりますが、八代市域の堆積箇所に関しましては、改めて掘削をしてほしいというようなご要望を頂いております。それから球磨村長からは、河床掘削等によって主に瀬戸石ダムより上流ですけども、有名な瀬等が消失してしまうという恐れもあるので、環境面に配慮して掘削のエリア、範囲を再検討してほしいというような意見を頂いております。これらを踏まえて、「◇現在の対策内容」に記載したような趣旨で、掘削箇所の精査、見直しを行いました。その結果、掘削箇所として改めて掲上しているものをその下に図示をしております。家屋とか道路の浸水被害の軽減に対し、より効果が大きい所を改めてチェックをしてピック

アップをしております。それから、瀬戸石ダムの湛水域よりも上流では環境面等にも配慮いたしまして、家屋等の浸水被害のために必要な箇所というのを最小限に絞って選定をし直しております。掘削の実施までには、関係者間で調整等、時間を要する箇所もあるために、その間にあってはモニタリングも併行して行っていくということです。

7ページをお願いいたします。モニタリングということで、先ほど説明の中で土砂の堆積、侵食状況については触れましたけども、7ページに記載しておりますように、下流部、中流部の堆積が著しい箇所については、継続してより詳細なモニタリングを実施をしていくことにしました。右側の四角囲いの中に書いていますけれども、一般的に私どもは、数年に一回ぐらいの間隔で200mピッチで横断測量をして、その断面の変化等を把握しているのですけれども、ここは土砂の移動が大きいという地区でございますので、それらの測量に加えまして、音響測深器とか航空レーザ測量という技術を用いまして、面的な状況の変化を密に把握していきたいと考えてございます。例として萩原地区で昨年度と17年度に実施したものの差分を掲載しています。図中の赤のところが5年の間に堆積した所、青が侵食した所でございます。

8ページをお願いしたいと思います。中流部の嵩上げ等未対策地区の対策について、今の状況を記載をさせていただいております。ページの赤の四角囲いの中に記載をしましたが、この「ダムによらない治水を検討する場」が始まった平成21年度以降で8地区的対策が完了、現在3地区についても事業実施中という状況でございます。右下の表には、地区名それから数字が書いてございますけれども、今未対策となっている地区とそれぞれの地区における対象の家屋数を示してございます。芦北町については昨年度まで対策必要地区の嵩上げ等の対策を完了しております。それから球磨村に関しましては、残り数戸というところまで対策が進んでおります。残りの対策が必要な地区の多くが八代市域ということになってございます。なお、表中には対象家屋数ということで数字を記載してございますけれども、国による調査段階での数字でございまして、今後国あるいは支川を管理している、県、八代市において対策を行う際に、必要性それから対象家屋数について改めて精査されるという前提での数字でございますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして9ページをお願いしたいと思います。既に嵩上げ等の対策を実施した中流部の地区にあって、既往洪水が仮に再来した場合に想定される水位が、嵩上げ後の背後地の地盤高を上回る地区について記載しております。これらの地区については、地域の皆様と調整の上、パラペット等の整備を行うという事をしておりました。必要な地区、不足の高さについては、前回までもご説明をしたことございましたけれども、今回掘削箇所の変更を踏まえ改めて精査を行って数値の記載しております。

続きまして資料の10ページでございます。人吉市地区の対策ということで、人吉橋下流左岸側の掘削・築堤についてです。人吉地区の流下能力をより向上させるためという事で川幅が狭くなっているところについての掘削・築堤をするものです。今年度より地権者さまの協力を得まして用地の買収のための交渉に入っているという状況でございまして、順調に対策等が進みますと平成25年度までに対策が完了するという状況でございます。

続きまして説明資料11ページをご覧いただきたいと思います。堤防未整備地区の段

階的築堤ということで、「直ちに実施する対策」の中で1箇所掲上させていただいておりました、川辺川直轄区間の内容を示させていただいております。これにつきましては前回までご説明している内容を再掲させていただいております。本日この後議論をさせていただきます「引き続き検討する対策」の内容とも関連するものでございまして、実施に向けてはその議論も踏まえまして、整合を図った上で実施に向けた調整をさせていただきたいと考えています。

次の12ページをご覧いただきたいと思います。こちらは市房ダムの操作の変更ということで、「直ちに実施する対策」の中では今の容量、それから洪水用の放流設備等をそのまま活用する形で、昭和40年あるいは57年降雨に対して、今より効果が出るような操作へ変更する内容です。この市房ダムの操作の変更につきましても、段階的築堤と同様に、この後に議論をさせていただきます「引き続き検討をする対策」の中で、市房ダムのさらなる有効活用というのも議論させていただきたいと思いますので、その議論の結果も踏まえまして改めて実施に向けた調整をさせていただきたいと考えてございます。

続きまして13ページをお願いいたします。下流部の進捗状況に併せた内水対策ということで、「直ちに実施する対策」の中では、球磨村渡地区を掲上させていただいております。同地区は頻繁に内水被害が生じているという状況でございまして、これは対応につきまして国、県、村で役割分担をしながら下流の整備の状況を踏まえた内水対策を行う、ということを説明してきたところでございます。平成22年度までに、八代河川国道事務所管内に、排水ポンプ車を2台、毎秒0.5トンという能力がございますけど、配備してございます。実際に今年の6月の出水の際に、排水ポンプ車を渡地区で稼働いたしまして、内水の排除を実施してございます。恒久的な対策につきましても、関係する機関間で引き続き検討を進めたいと考えています。

続きまして14ページをお願いいたします。堤防の質的な強化対策です。堤防の詳細点検結果を踏まえて必要に応じて質的な強化対策を図るということを掲げさせていただきました。前回の会合の後に、球磨川の中で土でできた堤防は左右岸あわせて5.2キロございますけれども、この中で水位が高くなつた時に浸透等に対する安全性が十分でない区間が全体で6.6キロあることが分かりました。この図面の中で示している赤を付けた区間です。このうちの萩原地区の堤防の補強に関しましては先ほどご説明したとおりで、対策について既に着手している段階ですけれども、他の区間についても、実施に向け詳細な設計を行った上、順次補強対策を実施して参ります。

説明資料1の最後、15ページをご覧いただきたいと思います。今まで各対策についての実施の状況等について説明をさせていただきました。実施に向けた工法の確定、それから数量の精査、あるいは直近の施工の実績に基づく事業費の見直し等もその中で詳細に行っております。もちろんコストの縮減という観点にも十分に配慮しながら検討を行ってきたつもりでございます。それらの見直しをした対策毎の概算事業費について、改めて15ページに記載をしています。なお、前回は対策の実施主体を分けて記載をしてございませんでしたけれども、ご説明をさせていただく中では、少し誤解があったということも少し感じましたので、今回は実施主体が国が主体になるもの、それから国以外の県、ダム管理者、市が主体になるものを分けて記載しております。国以外の機関が

担当される分の事業費につきましては、実際には実施主体において実施の段階で精査がなされるということでございますので、今回はその部分については「実施主体において今後検討」という記載をさせていただきました。

工期につきましては、前回会合でも、全体スケジュールの明示、それからスピードアップなどの要請がありましたけれども、いろいろ難しい状況もございまして、全体の工期や順番をお示しするというのはできません。しかし、国といたしましても事業費等を詰める中で、コスト縮減という点についても努力をしながらそのような見直しを行って参ったということでございます。また、実施可能となっております対策につきましては精一杯のスピード感を持って対策を進めさせていただきたいと考えている次第でございます。

以上が説明資料1の説明でございます。

続けて説明資料2についても説明をさせていただきたいと思います。

説明資料2の6ページをご覧いただきたいと思います。こちらは人吉観測所における過去57年間の年最大流量を示したものでございまして、前回までの会合でもこれをお示しておきました。なお新たに平成18年から21年までのデータについても追加をさせていただいております。また人吉観測所での1番から12番までの規模の洪水については、棒グラフの上に昭和何年、平成何年ということを追記をさせていただきました。グラフの下の米印の注釈のところに記載をさせていただいているけれども、このグラフというのは、洪水の規模を同条件で比較していただくために準備させていただいているものでございまして、この流量という数値を出すにあたっては、氾濫とか市房ダムによる洪水調節もなくして、降った雨がすべて人吉観測所の地点まで流下してくると、こういう想定の基で算出した流量でございますので、実際に観測された流量とは異なるということをご承知置きいただければと思います。

次のページをご覧いただきたいと思います。右上に参考と書かせていただいてございます。こちらも前回会合までにお示しをさせていただいた資料でございます。戦後最大の被害をもたらした昭和40年降雨を用いまして、「現況」及び「直ちに実施する対策」を行った場合の水位低下効果、これを確認していただくために、流域内の代表の11点、これは図面の中の青丸の1番から11番までですけれども、これらの地点において堤防の天端の高さ、あるいは中流部の堤防が無い区間、堀込みの区間にあっては、背後地の地盤の高さと、水位とを比較したものでございます。それから図面の中で緑四角の1番から6番まで番号を振ってございますけれども、これは水位観測所のある地点でございまして、これらの地点においては、堤防天端から余裕高分を差し引いた計画高水位つまりHWLですけれども、それと水位の比較を示させていただいたということでございます。第8回の会合で示したとりまとめ案の中で昭和40年降雨の状況について代表して示してございましたけれども、議論の過程では昭和40年に次いで規模の大きかった昭和57年とか昭和46年の降雨についても同様の整理をし、結果について確認を頂いたと、こういう状況でございます。

今回議論を再開するにあたりまして、6ページにあります、人吉観測所での上位12洪水を用いまして下流から上流までの各区間での安全性がどうかという点に軸足をおきまして、再整理をさせていただきました。今から、それについて説明をしたいと思いま

す。なお、水位計算方法等については前回までと全く同じものでございます

資料の2ページをご覧いただきたいと思います。2ページには、現況において、先ほど説明しました人吉観測所上位12洪水内の、第何番目までが有堤区間にあっては計画高水位以下、それから中流部の堀込区間にあっては背後地盤高以下で流下するかということを記載をしたものでございます。下流地区においては、既往第7位の洪水以下が計画高水位以下で安全に流下するという状況です。中流部では、宅地においては既往第12位の洪水でも嵩上げ対策はまだ終わっていない地区において地盤高以上となり安全に流下しません。それから中流部の道路でございますけれども、県道等は12位の洪水でも浸水し集落の孤立が発生するという状況です。それから人吉地区でございますけれども既往11位以下の洪水が計画高水位以下で安全に流下します。それから本川の上流地区は既往第6位以下の洪水が計画高水位以下で安全に流下するという状況です。それから川辺川沿川でございますけれどもここは既往第8位以下の洪水が計画高水位以下で安全に流下するという状況になります。

今ご説明したことの詳細を同じ資料の3ページに付けておりまして、下流地区、中流地区、人吉地区、上流地区、川辺川地区の区間ごとに分け、その中で背後地に宅地等がある箇所の中から「直ちに実施する対策」をやる前後で流下能力的に厳しくなるところを改めて選定しまして、ここに14地区記載しております。それぞれの地区において、1位から12位までの順に記載し、その中で黄色で色づけした洪水というのが、当該区間で有堤区間の場合では計画高水位以下で流下するもの、それから中流部の堀込区間にあっては背後地盤高以下で流下するものということでございます。下流の八代市の古麓、今堤防の補強対策を実施しているところでございますけれども、ここでは現状で堤防の幅が不足をしているということでネックになってございます。それから中流部は嵩上げの対策が完了していない八代市の大門地区とか、県道一勝地神瀬線というがネックとなっているということでございます。同様に人吉地区につきましては九日町など、上流地区、川辺川地区においても記載の箇所が流下能力上厳しいところということでございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。4ページと5ページには、「直ちに実施する対策」の実施後について、先ほどの現況と同様な整理をさせていただきました。下流地区におきましては、既往第1位の洪水が計画高水位以下で流下可能ということでございます。それから中流地区においては、宅地について嵩上げ対策等が完了すれば既往第4位以下の洪水が地盤高以下で安全に流下するということでございます。道路高さについては現状変わりございませんので、集落孤立が残る形になります。それから人吉地区においては、計画高水位以下で流下する洪水というのは11位以下ということで、これは変わりございません。それから上流地区でございますけれども第6位以下の洪水が安全に流下するということで順位としては変わりございません。それから川辺川沿川でございますけれどもこれも現状と変わりがございません。

同じ資料の1ページをご覧いただきたいと思います。これは九州地方整備局管内の直轄河川の基準地点において、過去30年間に計画高水位に迫った回数です。計画高水位に迫った回数ということで計画高水位マイナス1mで機械的に整理をさせていただいております。球磨川においては、過去30年間に13回ということで他の河川に比べても

その回数が非常に多くて、現状では、危険性の高い河川であるということがこのグラフから分かるかと思います。

説明資料2の説明は以上でございますけれども、特にこの説明資料2に関して、私ども今回このような整理をさせていただきましたのは、球磨川は「現況」それから「直ちに実施する対策」においても決して安全性が十分ではないということから、対策についてはスピード感を持ってやっていく必要があるということ。地整としてもそういう覚悟をしているということでございます。もう1点が、説明をさせていただきましたけれども、区間によっては「直ちに実施する対策」においても安全性そのものも十分とはいえないような状況でありますので、さきほど河川部長からも話がありましたとおり、もう一度「引き続き検討する」としている対策について、皆様の協力を得て再度徹底して議論させていただいて、可能なものは実施をするということで、議論の方を進めさせていただきたいと。そのための議論をこれからさせていただきたいということが一番申し上げたかったところでございます。

説明資料1、2について、以上説明を終わらせていただきます。

司会)

ありがとうございました。ただ今盛りだくさんの内容でございましたが、説明資料1では、表題に書いてございますように、「直ちに実施する対策」の進捗状況について説明させていただきました。説明資料2につきましては、「現況」並びに「直ちに実施する対策」の実施後の状況につきまして球磨川の治水の安全性についてお示ししたところでございます。この2点につきまして、ご参加の皆様方よりご質問や、ご意見を頂きたいと思っております。挙手を頂ければ、担当のものがマイクをお持ちしますので、よろしくお願ひいたします。

人吉市長)

今ご説明を頂きました、説明資料の2でございます。現況の球磨川の治水の安全性と「直ちに実施する対策」後の球磨川の治水の安全性についてでございますが、中流域、下流域においては、大変その効果がある。しかし、この川辺川を含めました人吉地区、上流地区に関しては、全く効果がないとお示しをされたと理解をしたところでございますけれども、説明資料1ではすべてにおいて、昭和40年7月の水害も想定して、様々な直ちにできる治水対策が、恒久的対策も含めましてなされていると。今後、例えば一番「直ちに実施する対策」における各地点の既往1位から12位を見ますと、一番人吉地区、人吉のことだけ申し上げて恐縮でございますけれども、人吉地区というものが、例えば、球磨川人吉橋左岸の掘削・築堤をいたしましても、さほどの影響は無いという結果ではなかろうかと思っておりますけども、今後昭和40年、この第一に想定されております昭和57年7月、昭和40年4月のレベルまで上げるためには、どのような対策案というものをお考えか、まずはお伺いをしたいと思います。

八代河川国道事務所長)

田中市長からご質問のあった件につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

まず、人吉地区でございますけれども、「直ちに実施する対策」の中で、人吉橋下流の掘削、それから人吉地区に効果があるという意味では、市房ダムの操作の変更というのを掲上させていただいております。これらについては、代表して数値を出しております九日町地区とか、薩摩瀬地区、これに対する水位低下効果というのは確かにあります。ただ、水位低下量という意味で申しますと、例えば人吉橋下流の拡幅によりまして九日町におきましては、確か5cm～10cmの間位の水位低下効果だったと思います。今回、第何番目までということで整理させていただきましたので、5cm～10cm位の効果では何番目まで対応可能という順番が上がるに至っていないということかと思います。

今後議論を進めるときには、それぞれの降雨について、どのくらい越えているのか、どのくらい足りないのかということも改めて見ていただきたい、議論を進めさせていただければと考えてございます。

それから、具体的な対策でございますけれども、昭和40年あるいは57年まで対応するというところまで持つていけるかどうかはさておき、この「検討する場」での議論は、これまで積み上げ方式で議論してきてます。皆様の協力も得ながら、まず実施可能な対策を積み上げていき、その結果として得られる水位の状況、地域の安全性等について共有するという形をとっていきましょうということで議論をさせていただいております。その進め方については、引き続き堅持させていただこうと思っています。

そういう中で、次の議題になってしまいますけれども、例えば下流域へ負荷をかけることなく人吉地区の水位を下げるためにはどういう対策があるのかということで、「引き続き検討する対策」の中の遊水地とか、市房ダムのさらなる有効活用みたいなものを、今後、具体的にもう一度議論させていただければと考えている次第でございます。以上でございます。

人吉市長)

ということは、今まで人吉地区、あと河床整正もお願いしながら、様々な今すぐできること、人吉橋左岸だけではなく、河床掘削、整正も含めましてやっても、第10位程度であると、いうことが今この計算では示されたと理解をしてよろしいということですね。

それではその他の、人吉市の河川環境ではなく、他の対策をもってしか水位の低下は考えられない、という見解として受け止めてよろしいでしょうか。

八代河川国道事務所長)

これについては、後の「引き続き検討する対策」の議論の検討の進め方という中で、当方の考え方をまとめて説明させていただきたいと思います。

人吉市長)

もう1点、よろしいでしょうか。

司会)

はい、人吉市長さん。

人吉市長)

今、その「直ちに実施する対策」というのは、各地点で示されたわけでございますけれども、これに対する予算措置というのは、どのような見通しをもっておられるのか、というところでございます。

司会)

河川部長お願いします。

河川部長)

予算にしますと、何も担保するものは実は無いわけなんですけれども、ご承知のとおり、公共事業全般非常に減ってきてている中で、とにかくこの資料2の1ページにもございましたように、球磨川は九州の中でも非常に厳しい河川、非常に水位が上がりやすい危険な河川となっておりますので、極力その事業の確保については、努力はしていきたいと思いますけれども、ただ何分、法的にこれだけ確保できますよ、と担保できるものはなかなか無いというのが現状ではございます。

司会)

人吉市長さん。

人吉市長)

ということは、文面には「直ちに実施する対策」ということになっておりますが、予算面では「直ち」ではないと。

司会)

河川部長。

河川部長)

地整としては、必要なものはしっかりと進めていかなければいけないと思っているところでございます。いかに予算の確保も含めて、しっかりと位置づけていくのかということになりますと、これはまた後ほどの今後進めていくべき対策も含めての議論ということになりますけれども、河川事業で唯一法的な担保になり得るものといいますと、いわゆる河川整備計画というものが、河川法に基づいてございます。この河川整備計画の中でしっかりと、この河川整備計画というものは今後20年ないし30年を見据えて、しっかりとした計画を治水対策をつくっていくというものでございますけれども、その中においても何らかの形で、とにかく早く進めるべきものはしっかりと進めるといったようなことも含めてフォローができないのか、ということは検討はして参りたいと考えておりますが、何れにしましても前段となる河川整備計画なるものをつくっていくことも、必要になってくると認識をいたしております。

司会)

人吉市長さん。

人吉市長)

是非、民主党政権は政治主導とおっしゃっておりますので、この場での整備局長または河川部長のご説明というものと共に、やはり大臣、副大臣、政務官クラスの方がお越しになって予算の措置はどうするのだということをやはり明言していただかないと、やはりこれは「直ちに実施する対策」にはなり得ないと思っているところでございます。

司会)

その他、ご質問ご意見等はございませんでしょうか。はい、相良村長様。

相良村長)

相良村でございます。この会は球磨川流域の治水安全度、地域防災力を向上させるという会でございますので、もちろん自分の自治体の事だけを要望するという気持ちはありませんが、資料1の11ページを見ていただければ分かると思いますが、この川辺川の国管理区間、柳瀬橋の下流の方ですけども、築堤をされるということですけども、こちらの説明にもありますように、これは下流の人達のためには十分に貢献することあります、実際上は遊水機能を果たすということですから。ただし、ここに一軒も家が無いわけで、住んでいらっしゃる方がいらっしゃらない、そういうことでございます。相良村民としましては、ここに「直ちに実施する対策」としての項目が基本的に挙がっておりません。挙がっておりませんがご存じのとおり、相良にもいくつかは雨が降れば避難をしたり実際浸水したりする箇所が何箇所もあります。その中とりわけ、ご存じのとおり永江地区が「直ちに実施する対策」に入っていない。人が住んでいないところの対策は直ちにやって、人が住んでいるところは直ちにではないということの住民感情も含めて、ですから先ほど申しましたように、遊水機能を果たすためにも下流の住民の方に貢献するのはやぶさかではございませんが、それとセットにやはり検討としての資料2の7ページにも挙がっておりますが、検討するということではなくて、永江地区のいろいろな福祉施設もあります、住民の方も多く住んでいらっしゃいます、そちらの方もどうにか直ちに実施すると、なおかつ人吉の田中市長もおっしゃいましたようにスピード感が直ちにと言っておいて、実際に検討会自体が今回9回目で、もう3年経っているのに一体何ができるのか、地域に住んでいる住民は、毎年毎年不安な状況の中で雨が降れば生活しているわけでございます。その点を所長のご意見を伺いながら、どうかひとつその要望も踏まえまして直ちの方に格上げといいますか、していただけないものかと考えております。どうでしょうか。

司会)

笠井所長の方からまず国の話をさせていただきまして、後ほど永江地区について県の方からもしご意見があれば伺いたいと思います。

八代河川国道事務所長)

今、徳田村長の方からお話がありました、川辺川沿川の中の相良村、永江地区に対する対策の実施如何というのは、この会合の中でも徳田村長から何度もご要望いただいております。それらも踏まえまして川辺川沿川の対策をどうするかということ、「引き続き検討する対策」の中で掲上している対策にも関係しますので、県とも連携をしてこの場で議論をし、結論を得ていきたいと考えてございます。後ほど県さんの方からそれについての説明がございます。

相良村長)

はい、分かりました。後で県の方からの説明があるようですが、どうかよろしくお願ひいたします。

司会)

よろしいでしょうか。他にご意見やご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。他にご意見ございませんでしたら、続きまして、説明資料の3から5までの審議に移っていきたいと思います。まずは、説明資料の3並びに説明資料の4の説明につきまして、八代河川国道事務所の笠井所長よりお願ひいたします。

八代河川国道事務所長)

質疑の中で、少し今後の話についてお話をございました。説明資料3を用いまして、今後の議論を進めていくにあたっての基本的な考え方というのをご説明をさせていただきたいと思います。

先ほどご説明させていただきましたとおり、「直ちに実施する対策」だけでは、効果が十分ではないというようなところがあろうかと思います。私どもとしてもこういう整理を通じまして、改めてそのような認識をさせていただいているところでございます。一方、引き続き検討するとしていた対策に関しましては、前回の会合の中でも、例えば当時の水上村成尾村長から「引き続き検討する対策」はこの会議で今後、どう扱われて、いつ頃から進めてもらえるのかということを明らかにしてもらわなければ、今までには同意ができないというようなお話を頂きました。それから、柳詰村長からは、今後とも引き続き検討としていることについて、実施の可否も含めた調整とか言つてゐる場合ではないと、どういうものを整備していくのかということをちゃんと示すべきだと、それも含めた計画にするべきだというご意見を頂いております。また、和田村長からは、ダムを賛成なさった立場から言うと、直ちに実施するとしている対策だけでは全く力強くないと、流域が安心できるようにもう少し力強い計画の提示が必要だと、いうような意見も頂いております。この「検討する場」につきましては、先ほども河川部長の方からも話がありましたとおり、まずこの流域の中で、責任を負う関係者の皆様が一堂に会しまして、ダムによらない治水対策案について議論をして、今後20~30年間の中長期的な整備内容・整備目標を定めます「河川整備計画」の原案に反映していくということになつてございます。

こういうことからも、皆様と共に「引き続き検討する対策」について、改めて実施の可否を含めた議論をさせていただいてその結論について先送りせずに、「ダムによらない治水を検討する場」の議論をとりまとめていきたいと考えてございます。

そこで議論の進め方ということで資料3の1ページをご覧いただきたいと思います。先ほどの田中市長からのご質問の際、ペンドィングしたところもここでご説明させていただきます。

検討としては、まず左上の①番と書いていますけども、流域の中でも特に中流地区あるいは人吉地区において、決して安全性が十分じゃないという状況を踏まえまして、まずは、下流に負荷をかけることがなく、全体で水位を下げる対である市房ダムの有効活用でありますとか、遊水地あるいは川辺川の段階的築堤、これらについて、まず徹底した議論をもう一度させていただきたいということです。それを踏まえ②番にいきますけれども、それも含めた対策後の水位の状況について、先ほどのように上位1・2洪水で確認を頂きたいと思います。そのうえで③番目ですけども、総断的にどこのところが厳しいのか、どのくらい水位を下げる量が足りないのかということを数値でも確認いただいた上で、部分的に掘削、それから河川の拡幅等、河川で流下能力を上げる対策が必要な箇所について議論させていただきたいと。それも踏まえまして④番ですけども同じように水位の状況等について1・2洪水で確認をさせていただきたい。この①～④を繰り返すことによって結論を得ていきたいと。こういう順番で議論を進めていかせていただきたいと考えてございます。

これら対策を検討するにあたっての主な視点でございますけれども、このページの真ん中に書かせていただいております、球磨川の河川の特性でありますとか、それから地域社会への影響、あるいは地域の皆様の合意という実現性の観点、それからコストの部分についても、勘案しながら「引き続き検討する対策」の実施可否も含めた検討というものを進めさせていただければと考えてございます。なお、このページの一番下に書きましたけれども、これらを検討していくにあたりましては、より具体的に地域の抱える課題等をしっかりと把握をした上で検討を進める必要があると考えてございますので、より個別の地域の状況を踏まえた具体的な検討を進めるための幹事会を、国、県、市町村で設置をさせていただきまして、議論をスピードアップをして結論を得ていきたい、こういうふうに考えてございます。幹事会のメンバーについては、県、市町村、速やかに調整、相談をさせていただきまして決定したいと思います。

続きまして、議論の進め方のペーパーの中の①番として、遊水池、市房ダムの有効活用等について触れさせていただきましたけれども、この中の遊水地の部分について、具体的にどんな検討をするのかということを説明資料4の中で整理をいたしましたので、私の方から説明をさせていただきたいと思います。

説明資料4の1ページをご覧いただきたいと思います。これは遊水地について過去の「検討する場」で使用した図でありますて、物理的に遊水地の候補地としてなり得る箇所をピンク色で着色しています。これらを説明した上で、実施について厳しいご意見を頂いております。例えば、遊水地等については、改めて地域の論争の火種になるのではないかというご懸念、あるいは、農地に土砂が入ってくるということはやはり非常に問題だ、農業をやってる皆さんにはなかなかご納得いただけないんじゃないかな、またそ

いうものの復旧に非常に時間と労力がかかって非常に難しいというようなお話を、あるいは、昭和40年代に堤防を完成しておりますので、既に一回安全になった所の堤防を改めて切り下げをして、いざというときには農地に水を入れるということに対する大きな抵抗など、厳しいご意見を頂いております。そういうご意見は、重々承知ではございますけれども、例えばこの2ページに記載させていただいておりますように、今の農地の高さをそのままの状態で遊水地として活用させていただく、あるいは、その農地の高さをさらに掘り込んでいざというときに水を多く溜められるような形で遊水地にさせていただくということが考えられます。それからその右側には平面的な候補箇所の考え方を例として示してございますけども、先ほど示したような地区すべてを対象とすることは非常に厳しいというご意見もありますので、例えば、例2に記載させていただきましたように、その中で市町村ごと1箇所ずつ協力を頂くとか、例3で記載させていただきましたように、さらにその中から場所を厳選をして、より効果が大きいところ数箇所を対象にさせていただくとか、このような考え方を検討例として記載をさせていただきしております。これらについてご協力いただけるものがあるのかどうかという地域の状況や効果やコストなども含めて今後検討を深めさせていただければと考えてございます。

私の方からは遊水地について説明をさせていただきましたけれども、続いて熊本県から市房ダムの有効活用等について説明を頂きたいと思います。

熊本県河川課長)

お疲れ様です。県の河川課長の林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それではお手元の説明資料の5をご覧ください。まず内容説明の前に今回県が説明する理由につきましてご説明いたします。前回、第8回の会議におきまして、「直ちに実施する対策」のスピードアップとさらなる安全性の向上のため「引き続き検討する対策」の早急な検討を求めるご意見がございました。「引き続き検討する対策」には国の管理区間の外にも市房ダムや川辺川など県管理区間も含まれております。このため「直ちに実施する対策」の検討において県管理区間にに関するものは管理者である県の方からご説明をさせていただきます。なお、これまでも県と国は連携して検討を進めて参りましたが、今後も引き続き検討をする対策の検討におきましても、国と連携してしっかり検討して参りたいと思っております。

それでは市房ダムに関するこれまでの検討内容を簡単に振り返ってみます。資料の2ページをご覧ください。第8回会議で提出されました「球磨川水系における治水対策の基本的考え方(案)」では「直ちに実施する対策」として市房ダムの操作の変更、「引き続き検討する対策」といたしましては洪水調節容量の増量、施設改良を含めた再開発というものが提示されております。

まず操作の変更でございますが、これは現在の操作規則から市房ダムの現状の治水、利水容量は変えずに主要な洪水であります昭和40年7月洪水、それから昭和57年7月洪水を対象に合流点の上下流とも水位を効果的に低減させるための操作規則の変更に関する対策になります。

次に「引き続き検討する対策」である洪水調節容量の増量、施設改良を含めた再開発についてですが、これにつきましては第5回の会議でお示ししております、そのとき

の資料が1ページにあります。1ページの右側ですが、再開発後と書かれた右側の図にありますように、洪水時の満水位を1m上昇させる案と、利水容量を減量し、洪水調節容量として活用する案をお示ししております。

2ページ目にお戻りください。今回、市房の再開発を検討するにあたっての考え方といたしましては、この第5回の会議でお示ししました案も含め、表に示しますような4つのケースに分けて、検討していくというものでございます。具体的には一番左のケース1が利水容量はそのままに、洪水時に満水位を1m上昇させるという案であります。

また、ケース2から4は利水容量を活用する案になります。ケース2が第1期の制限水位でございます、標高277.5mから標高275mまで洪水調節容量として活用するという案でございます。ケース3はさらに標高270mまで、ケース4は8月の農業用確保水位でございます標高267mまでそれぞれ洪水調節容量として活用するという案でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

川辺川筋の治水対策を検討するにあたっての考え方でございます。検討区間は柳瀬橋からダム予定地下流の県管理上流端までの約16kmになります。洪水を防御するための治水対策といたしまして、次の2案が考えられます。

1つ目は左上にイメージ図がございますが、現在の河川沿いに堤防を連続的に設置して堤内地を洪水から防護いたします連続築堤案でございます。

2つ目が右下にイメージ図がございますが、連担した宅地を堤防で囲むことにより洪水を防護いたします輪中堤案でございます。なお、両案とも堆積が著しい箇所の河床掘削を併せて実施して参ります。

今後は球磨川本川の治水対策の検討状況に併せて上下流バランスを配慮しながら、連続築堤案・輪中堤案の効果や影響などについて、地元をはじめ、流域の市町村長様方のご意見を伺いながら検討を進めていきたいと思っております。以上で県の説明を終わります。

司会)

ありがとうございました。ただ今、整備局並びに熊本県さんから資料の説明をさせていただきました。

整備局からは説明資料3でございますけれども、今後の議論の進め方の提案、説明資料4の方で遊水地を検討するにあたっての考え方の説明、説明資料5の方で熊本県さんから市房ダム並びに川辺川筋の治水対策の検討にあたっての考え方、ということでご説明を頂いたところでございます。

ご参加の皆様よりご質問、ご意見を頂きたいと思います。よろしくお願ひいたします。五木村長様。

五木村長)

五木村長、和田でございます。議論の進め方ということですが、今までの議論のあり方というのが、いわゆる管理区分毎の議論が多いのではないかというふうな感じをいたしております。特に球磨川本流においては当然のことながら国、川辺川については直轄

区間以外は県、それ以外は市町村、各自治体の管理経由というような区分のあり方になるわけであります。しかしながら今ですね考えますと、非常に山の荒廃によって、いわゆる堆積土量が多いわけですね。河道に流入する土量が多いわけです。これがどの程度この試算の中で考慮されているのかどうかというのは私はよく分からぬわけですが、そういうものを考えた場合に、ただ単に自分の管理区間だけの対策を考えればいいかというとそうではなかろうというふうに思っております。ですから、例えばこういう議論の中では、例えば国交省がお持ちであります砂防ももちろん必要でしょう、その考え方も。特に渓流砂防等については重要な要素ではないかというふうに思っております。一方で森林の荒廃を防ぐためには、やっぱり林野行政の関わり方も中には出てくるのではないかというふうに思うわけですね。ですからそういう今後議論を進めていく場合に、なんて言いますかね、自分の管理区間だけをぱちょん、ぱちょん、ぱちょんと切ったような議論じゃなくて、そういうのをトータル的に何か話するようなですね、幹事会というご提案もあるわけですが、やっぱりそういうのが良いのではないかというふうな気がしてならないわけあります。と言いますが、私どもの所は、川辺川については県河川があつて直轄管区間があつてまた県河川と。それに実際渓流がぶら下がつていると。このような状況になるわけですね。それぞれ、補助制度も違います。対応ももちろん違うわけであります。そういう状況にあるわけですから、できればトータル的に球磨地域の河川についてのですね、そういう協議といいますか話といいますか、整理をする場はやっぱりどこかで必要になってくるのではないかという感じを持っておりますので、是非、県さん、国交省さん、それぞれお話し合いの時に一考お願ひできればなというふうに思っております。

司会)

ありがとうございました。水系としてトータルの議論が必要だというご意見だったと思ひますのでよろしくお願ひします。他にご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

水上村長)

水上の廣瀬でございます。よろしくお願ひいたします。実は本年の5月に前村長と交替いたしまして、この場に参加させていただくのは初めてでございまして、いろいろ、以前の資料等を見させていただきまして、1点、2点ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、まず今出ました市房ダムの再開発についてですが、まず一つ心配なのは、市房ダムは県管理でございます。で、河川計画は國の方で行うということで、その関連はどうなのか、下流域の河川は國で計画しますよ、市房ダムは県でやりますよと言うスタンスなのか、一緒に、これも含めたところで河川整備計画の中に入していくものかどうかというのが一つお尋ねでございます。

それからもう1点につきましては、この再開発の具体的なことにつきましては、また後ほど幹事会等で計画をされるのであろうと思っておりますがこの洪水時満水位の1m上昇に伴います上流域への影響、また安全性、地理的なことご存知かとはございますが、市房ダムのすぐ下には水上中学校また役場等々の施設がたくさんございまして、こういう話が住民にいった場合ですね安全性はどうなのかというのが一番の話だろうと思って

おります。安全性は担保できるのかというような事、それから農業用水に関連します調整につきましてはご承知のとおり下流域につきましては市房ダムはなくてはならない水瓶というふうなことで私の方の役場にも早速ですね水量を確保していただくようにこの治水を検討する場では是非やってくれというふうなお話も頂いているようなところでございますので、その辺のところが心配でございます。それから水上村では平成19年だったですか市房ダム湖周辺等の整備計画というのを県の方に提出をさせていただいて再開発と同時の検討をお願いしますというふうなお話もさせていただいているところでございますので、その辺の進捗状況と言いますか、取り扱いについてはどのようになっているのかお尋ねでございます。よろしくお願ひいたします。

司会)

はい、水上村長様からのお尋ねでございますが具体のご質問が出ておりますのでまず熊本県さんの方からお答え願いまして、県のダム管理の話とそれから下流の河川の管理のご質問に関して、必要があれば国の方からお答えするということによろしくお願ひします。

熊本県河川課長)

今、市房ダムに関する質問が3点ございましたので、私の方からご説明したいと思います。

まず1点目として洪水の上昇1mの影響ということのご質問がございました。まず、この1mを提案した理由でございますけれども、嵩上げによるダム構造の検討ですとか支川に対するバックと申しますけれども背水の影響検討など必要でございますけれども、基本といたしましては貯水池周辺にある道路の方に影響を与えない、あるいはできるだけ一部にとどめるという事を前提に1mの嵩上げというものを提案させていただいております。

ダム湖周辺の環境整備ですか生活基盤の整備、今お話をありました下流側の安全性、こういったものにつきましても今後の治水効果、その影響の検討結果を見ながら必要性も含めて議論させていただきたいというふうに考えております。

それから2点目の農業用水に影響するのではないかというようなお話でございますが、農業用水の安定的確保ができなくなるのではないかとそういった可能性があるという指摘については私たちとしましても承知しております。まずは「検討する場」の目的が極限まで検討することになっておりますので水位確保ができるという条件で治水効果を検討させていただきたいと思っています。

3点目の19年度に市房ダム湖周辺整備計画の策定をされたということでございますけれども、この件につきましても、なお一層の地域振興に取り込まれるということで作成されたというふうに認識しております。以前、村と県の間の方でその計画に関しまして協議いたしております。一部まだ実施できていない項目もあると思います。それにつきましては引き続き協議あるいは検討を行いながらできるだけ早く実施していきたいというふうに思っています。県といたしましても厳しい財政状況の中でございますけれども、できるだけ村の振興のために進めていきたいと思っています。以上です。

司会)

はい。笠井所長の方からお願ひします。

八代河川国道事務所長)

今、熊本県の林河川課長の方からお話ありましたけれども、廣瀬村長のご質問、ご懸念は先ほど和田村長が言わされた件とも関連する所があろうかと思います。現在ダム自体は

県で管理、その下流の河川については国の方で管理をしているとこういう状況でございます。整備計画をどうするかあるいは実際に市房ダムで何か対策をやるときの実施主体をどうなるのかについては、今後、国県でしっかりと調整をして参りたいと考えてございます。少なくともこれから引き続き検討をする対策について検討を進めるにあたっては、先ほど林課長からもお話がありましたけれども、国としても市房ダムの分についても一緒に協力をしながら、連携をして検討を進めて参りたいと、このように考えてございます。

司会)

はい、水上村長さん。

水上村長)

はい、ありがとうございました。ただ今お尋ねしましたところにつきましては、十分協議をしながら進めてさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。私達、地域住民の安全、安心な村づくりということで、そこが根底でございますので、もちろん下流域につきましては先程来お話をあったとおり市房ダムが重要な位置を占めているのではないかというふうなお話でございますので、そういうところを認識しながらお話を進めさせていただければと思っております。いろいろな情報交換につきましてもよろしくご協力をお願いしたいと思っております。以上でございます。

司会)

ありがとうございます。その他、ご意見がある方。

球磨村長様、お願ひします。

球磨村長)

球磨村長でございます。どうぞよろしくお願ひします。まずは台風12号が近畿、中国それから四国で猛威をふるっております。水害、土砂崩れその他で70人以上の死者・行方不明者が出ていることは珍しいことだろうと思います。非常に大きな災害であります。被災をされました皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。同じような地形、同じような災害の恐れがある我々のふるさとも非常に心配であります。五木村の生活再建あるいは地域振興については、国と県とそして五木村で合意をされまして、それぞれ

に再建、地域振興のスタートを切られました。大変私は評価をしているところであります。是非、合意に基づいた実現をお願いしておきたいと思います。

さて、今日一年ぶりに説明を頂きましたが、気になりましたのはこれまでどちらかというと、国交省が事前に定められた基本高水そういうものを基に安全度についての議論をしてきたと思います。今日は昭和40年7月のいわゆる経験をした一番高かった時の水位、それが基になっておる。そのことをどうこう言うことではありません。ただ安全度という面で大丈夫かなと思っているのが一つであります。しかしながらそれに基づいていろいろ前進した計画を出していただきました。何れにせよまずは昭和40年に我々が経験した水害の最高水位をクリアするような対策をスピード感を持って進めたいと思います。特に幹事会の設置、これは具体的に個別に議論する場として、是非進めて欲しいと思います。そしてそれぞれの市町村に技術職員がいるわけですから、具体的な地域の安全度、治水対策を議論していただければいいなと思っているところであります。

また、市房ダムの再開発を含めていろいろなお話が県の方からございました。今まで、我々が聞いておりますのに、市房ダムの放水による水害というのがどこかで出てくるんです。私どもは、そうじゃないと言うんです。元々、計画放水、あるいは予備放水、そういうものは、水害を防ぐために事前にポケットを広くしておく、それが洪水調節放水です。我々がずっと言っておるんですけど、どうしても市房ダムの放水によって水害が起こったという人が村内にもおります。ですから是非この災害対策を含めた事業を実施される時には、洪水調節放水について地域住民の方々が理解をしていただくような啓発を是非お願いしておきます。何かある度に必ずその話が出てきますので、そういう啓発を含めて進めていただきたいと思っております。以上です。

司会)

ありがとうございました。柳詰村長さんからは、対策のスピード、そのために幹事会の設置をやって地域の方を踏まえ機動的にやっていただきたい。あるいは市房ダムにつきましては、地域住民の理解を得られる啓発をしていただきたいというご意見でございました。

他に何かご意見ございますでしょうか。どうぞ、あさぎり町長さん。

あさぎり町長)

あさぎりの町長、愛甲です。

一つは、ここに市房ダムの1m水位を上げるということでこの資料の5の2ページのところの図で良いのですけど、その一番左側の絵で、洪水満水時284と書いてありますけれども、この時にその堰堤の、もうわずかしか残っていないように見えるんですけど、この残り高さはあと何mくらいあるのかというのを一つ教えてください。いかにも溢れる絵になってしまいますけど、これじゃなくて最高堰堤からこの284のところまで、どこがあるのかな。念のため教えていただければと思います。それが1点です。それから、柳詰村長がこの台風12号の話をされましたけれども、皆様本当に感じられたと思いますが、大雨の時に人が亡くなるというのがですね、色んな今回災害があってます。床上

浸水、床下浸水それぞれありますけど、少なくとも人命ということでいければ、やはり土石流とか山崩れとかそういう内容になってます。そういうことで、五木村長からも話がありましたようにですね、やはりこの球磨川水系、山間地もありますし色々な形を持ってますけども、やっぱり砂防ダムとかそういうこと、治水とですね、それから森林これはバカにならないと思うんですよね。ですから、やっぱり今人工林がものすごく増えてまして、こういうところに本当に大量に雨が降ったら、一気に同じ様に山崩れが起きる可能性がある地域が多いと思ってます。それと最近の球磨川は清流とは言われてますけど、なかなか一遍濁った水は澄みません。ようするに濁りがとれないですね。そういうことからも、かなり日常的に表面の土壌が流れていると思ってます。ですから、是非もっと総合的にこの機会に時間かかってもそういうところも目を向けて総合的な対応を考えていただければなと思います。それは管轄が違いますから国の色んな機関と協議会を作つて、もっと総合的な緑の治水とそれからハード的な色々な土石流を捕らえる小さな堰とかですね、そういうものも含めてお願ひできればなというふうに思うわけでございます。

それから、4番目の資料です、遊水地の提案も出していただいてます。これは総合的に考えるときにこういったものが案として出てくるのはやむを得ないとは思ってはいますけど、現実に、今堤防で囲まれて幸い国・県の動きで、本当に中流域は災害の無い地域になっております。こういったところを、一部の家があるところを囲つて、田んぼに堤防をいったん切つたんですね、水を入れるという、このことについて、かなり、現実的にこういう事になったときは相当な住民からの反応があるだろうなと予測されます。そういうことで、こういう内容を簡単に住民に話すことも、まずできないだろうなと思ってます。そういうことで、少なくとも今の堤防をどこかを切るということは相当な抵抗があるというのをですね、もしこれをまとめていても、これはだいたいお分かりになっていると思うんですけど、認識をしておいていただきたいなというふうに思います。以上でございます。

司会)

ありがとうございました。

只今、あさぎり町長様からの総合的な治水治山対策をやっていただきたいというお話、それから遊水地については住民の皆様方のご懸念についてのお話がございました。一点目の市房ダムの天端高のお話について熊本県さんよりお答え願います。

熊本県河川課長)

熊本県河川課長でございます。1点目の市房ダムのダム高の余裕に関するご質問でございますけれども、今、図にありますように洪水時の満水は283(m)という事になっておりますが、ダムにつきましては余裕ということで2mの余裕をとるということになっておりますので構造上は2m足した高さまであると、ダム堤体としてはあるということになります。

あさぎり町長)

すいません。283で2mということですか？

熊本県)

はい。283mに2mの余裕高という状況になっております。

あさぎり町長)

ということは、284ということはもう、堰堤の一番上から1mしかないと。

熊本県河川課長)

285です。

あさぎり町長)

ということですね。

熊本県河川課長)

はい。実際は、その上に道路ですとか構造上載っておりますので。ただ、ダムとしての非越流部の高さにつきましては283に2mの余裕を加えた高さということになっております。

司会)

よろしいでしょうか。

そのほか、ご意見とかご質問とかございませんでしょうか。どうぞ。

芦北町長)

芦北町でございます。中流域にあります宅地、建物嵩上げで、ずいぶん近年の洪水でも安全性が向上いたしまして住民の皆様も安心しておりますが、ただ過去の例を見ますと、まだまだ不安も残るわけであります。その中でこの資料を見ますと、説明資料2でございますけど、3ページ4ページ、「直ちに実施する対策前」と後なんですけども、変わらないのが集落の孤立が発生するということであります。いずれも県道が冠水してるんですね、ですから、今後の対策の中に県道対策をどうするかということでありまして、周囲の堤防、バラベットを上げるのか、あるいは県道の付け替えですね、そういうことも可能なのか、これは毎年冠水する所なんですね。孤立した集落の中には、一人暮らしとか高齢者世帯とか非常に多いわけでございまして、肥薩線を利用しまして、あそこを歩いて避難の誘導に行くわけですが、なかなか頑として動かれない方もいるとかいろいろございまして、とにかく県道の冠水対策を、考えていただきたい。今度の大震災を機にですね、どこも防災計画の見直しをやると思うんですが、うちもですね、国、県の動向を見ながら決めなければならないところがたくさんあるんです。ですからここが直ちにといいながらもそうでないというご指摘もありましたけれども、町の防災計画もはっきり方向が定まらないまま推移し

ていくということもございまして、住民の皆様方の信頼を獲得するにも少し懸念を残すわけでございます。その辺の見解をご説明いただきたいと思います。

司会)

ただ今の芦北町長さんからのご質問、よろしいですか土木部長さんの方から。

土木部長)

土木部長の戸塚でございます。球磨川流域ですけど、八代から中流域球磨村、人吉も一部入ってきますけども、この県道、さっき国道219号との話がございましたけども、県道だけでいいますと、今回の雨ですね、7路線10区間がやはり川の水によって交通ができないような状況になっております。これは、あらかじめ用心のために事前に交通規制をしたというところもございます。そういう箇所が現実にあるということでございます。これまでですね、どういったことをやってきたかということですが、先ほどから話がっております宅地の嵩上げ、こういったのを中心にして県道も一緒に上げてきたということで集落周辺の県道はそれなりの手を入れてですね、高くしてきたと、これからは集落と結ぶ道路、これを重点的にやっていく必要があろうかと思っております。ただ、先ほど町長さんから話があったとおりJRという一つのネック箇所がございます。こういった所をどうするかという大規模的な部分もございますけども、我々としてはまずやれる所からということで、そういう箇所でない、なおかつ対岸と結んでいる橋梁までの箇所といったところを抽出いたしまして優先順位をつけてこれからそういった対応をしていこうと。あくまでもこれまで宅地周辺の道路を第一に考えたと、これからは宅地と他のところを結ぶ道路をですね、重点的に整備していくということで取り組んで参りたいと思っております。以上でございます。

司会)

よろしいでしょうか。どうぞ、球磨村長さん。

球磨村長)

芦北町長さんからも言われましたが、私ども球磨村も、宅地水防災事業で集落が嵩上げしていただいてほんとに助かっておりますが、その周辺の道路で冠水いたしまして孤立をしています。ここに資料を持ってきていますが、今年の球磨村は6月の11・12、6月の18・19、7月の6・7と3回も実は洪水がきている。家屋が浸水をするあるいは恐れがある、そういうふうな洪水の経験をしております。

その中で、今話がありましたように安全を考えて交通規制をしていただいたと思うが、25時間以上、1日以上通れなかつたところが11、12に2箇所ございます。また、7月6日、7日にも2箇所、25時間以上止まったところがあります。そういうこともありますので、是非、単に道路改良の優先順位ということではなくて、こういう治水対策、あるいは水害対策、そういうものも含めて是非積極的に事業展開をお願いをしたいと思います。

また、小川、県河川の小川での河川改修を積極的に取り組んでいただいて感謝してお

りますが、内水、いわゆる堤防の内側の内水排水もございます。この11・12には、少なくとも床上床下ともに実は8戸浸水をしておる。我々も毎回同じところが浸水するわけで非常に悩んでおるんですが、その次の19・20日は、国交省さんの移動式ポンプ車を1台まわしていただいて、それをいつも水害があるところにあてていただきましたんで、家の基礎20cmのところで増水が止まった。ポンプ排水の評価を地元はしております。是非、今後のすぐ実施をする対策の中に、今言いました孤立対策あるいは内水対策、そういうものも含めたところで、是非議論をしていただくようお願いをしておきたいと思います。

司会)

ありがとうございました。内水対策についても新たなご意見があつたということでおろしくお願いしたいと思います。どうぞ。

土木部長)

今、球磨村長さんのお話に対してちょっと補足をさせていただきます。

先ほど県道の嵩上げ関係のお話をさせていただきましたけれども、これはあくまでも道路だけの事情ということではなくて、孤立集落の状況、もしくは救急車両の搬送、そういう視点もいれて優先順位をつけたいと思っておりますし、この件に関しては、各地元の市町村といろいろ、打合せさせていただきながら優先順位は決めていきたいというふうに考えています。それと、小川の件ですけれども、小川につきましては、一番ネックになっております村道橋の架け替え工事をやっておりまして、これが今年度中に完了する。その後に築堤関係に入って参ります。先ほどお話にありました内水につきましては、また村の方といろいろと協議させていただきながら、対応策について調整させていただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

司会)

どうぞ、芦北町長さん。

芦北町長)

先ほど県道・冠水関係に懇切丁寧にお答えいただきありがとうございました。そこで、県の方も財政事情は大変厳しいと思うんです。国の対応は、県の対応だけではダメだと思うのですけれども、国はどうなさるのか。その辺のお考えを聞かせてください。

九州地方整備局長)

今、國の方の事業の進め方ということで、確かに予算は単年度主義でありますけれども、例えば道路についても、いつまでに供用しますとか、そういう目標を持った事業の進め方を進めるように大臣のご指導もあって対応しております。河川事業においても一定の目標期間をもって整備をするとか、そういうような事業のより分かりやすい進め方ということを実施しております。そういう意味でまだ、今後、幹事会等で当面の赤の対策、あるいは緑の今後進める対策を含めましてですね、どのようなものを緊急的にや

っていくのか皆さんのご意見を賜りながら、県とも連携しながらそうした意味で目標を持って具体的に進めていきたい。また、今後の進め方の中でご説明していきたいと思いますが、そういう中で、分かりやすく説明し、地元の方にも理解していただくような事業の進め方をしていきたいと思っております。

司会)

はい、人吉市長さん。

人吉市長)

今、局長さんから大変ありがたいお話を頂いたわけでございますけれども、先ほどから考えておりまして、ひとつ大きなやはり課題というのは、我々は未だ目標を持っていない。直ちに実施する治水対策におきましても、先ほど部長さんがご説明されましたとおり河川整備計画という法的根拠をまだ持たない。ではそれをいつまでに持つんだということあります。よって、今度幹事会というものを設置していただくということで他の市長村長さんもおっしゃるとおり私も大歓迎でございます。様々な、先ほどの内水排除など当然どこの地域も持っているわけでございまして、これは、国・県の連携が大変重要になってくると考えておりますが、すべてにおいて、いついつまでに達成するんだという目標設定、または達成期日というものをやはり今後持つべきではないか。これがひとつ大きな我々の課題になるというふうに思っております。まあ第二段階目に関しましてはなかなかその達成期日というのは、様々な合意形成というものを経て行かなければいけませんので、難しいのかもしれません、そういう中でもですねおおまかな達成期日を我々は持つべきだと。そういう課題に向けて、行程表を我々も睨みながらですね進んでいく必要が今後あるのではなかろうかというふうに思ったところでございます。五木村長さんのおっしゃいましたとおりあらゆる国交省さん、それから市町村だけではなく、あるいは林野庁さんも入りながら様々な省庁間の連携もとっていただきながら、幹事会というところで大いに議論をしていただきながら、やはり、いついつまでに達成するんだというやはり決意、それと、それを達成するための行程表を我々はそろそろ持つべきではないかというふうに思ったところでございます。よろしくお願ひします。

司会)

ありがとうございます。いろいろ本日意見を頂いているところではございますが、只今、人吉市長さんから大きな話、課題を頂きましたので、これにつきまして今後の進め方といいますか、次回に向けまして植田河川部長よりよろしくお願ひします。

河川部長)

本日は大変熱心なご議論を頂きまして本当にありがとうございます。今日ご説明をいたしましたように、この「直ちに実施する対策」だけではこれはやはり限界があるのでないかということで、まさに、「今後引き続き検討する対策」につきまして、これはもう結論を先送りにすることなく、しっかりとこの「ダムによらない治水を検討する場」の議論をとりまとめていかないといけないと思っているところでございます。そして、

この場で検討された治水対策案につきましては、これは地域の安全に対して責任を負う方々が一堂に会してご議論いただいているわけでございますので、これはすなわち河川整備計画の原案に反映をされていくものだらうと認識をいたしているところであります。先程来、「直ちに実施する対策」あるいは、当面まずどの程度のスピード感を持って実施できるのかと、こういったお話が多くの市町村長さんから出ております。これにつきましては、「直ちに実施する対策」あるいは「今後引き続き検討する対策」も含めてですね、幹事会の中においても議論を進めていきたいと思っておりますが、その作業と併行して、まずやはり当面、例えば、5カ年、あるいはもうちょっとということになるかもしませんが、そういった目標設定も含めて議論をできればと考えております。

ただ、このやりとりの中でもご説明をいたしましたが、5カ年程度で進めるべき内容といったものについても、やはりバックにいわゆる法的な担保というようなものが必要ではなかろうかと考えておるところでございますので、最後に人吉市長からもお話をございましたように、そろそろ河川整備計画策定に向けても、しっかりと目標を持って進めていく必要があるのではないのかなと考えておるところではございますので、今後皆様方のご協力を得ながら、しっかりとその行程表を描けるように頑張っていきたいと思いますので、今後ともご協力の方をよろしくお願ひできればと思っております。

司会)

ありがとうございました。ただ今の河川部長からの説明、本日の会議全体を通じてのことございますので、何かご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

球磨村長様。

球磨村長)

これは知事さんにお願いをしたいと思います。先ほど言いましたように、球磨村は6月、7月で3回の水害を受けました。是非、球磨川の洪水の現状について、知事さんはもう少し厳しい認識を持ってもらうようお願いをしたいと思います。といいますのは、先般の6月定例議会で、人吉市選出の溝口県議の一般質問に知事さんがお答えになつたのを実はパソコンで私見ておりました。知事さんはその中で、「検討する場」で提案をされた、「直ちに実施する対策」をすれば、40年水害の家屋の浸水は防げることが明らかになった、という趣旨のことを答弁をされたように思います。実質的には、今日の説明にも出でますが、例えば淋地区でも地盤高よりも少なくともわずかではありますが足らなかった、あるいは流域全体の資料を見ると40年の水害の水位からしても足らないところがあるようです。それから、先ほど言いましたように、少なくとも40年の水位よりもかなり低い球磨川の洪水であっても、浸水をする家屋が現実的にあるということであります。先ほど申しましたとおりであります。ですから、そういう現状というものを、是非お考えいただきたいとお願いでございます。なぜ私が知事さんにお願いするかと言いますと、先ほどから出ておりましたとおり、今後この議論を含めて、おそらく河川整備計画を国はお作りになるでしょう。ですから、その河川整備計画を作る際には、国は私どもには協議をされません。県に、知事さんに協議をされると思います。ですから、

厳しい姿勢で知事さんは対応をしていただきたいというのが願いであります。知事さんの答弁を聞いていて、非常に不安に思いましたので、改めてお願ひをしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

司会)

はい、五木村長様。

五木村長)

五木村長でございます。今日直接的には協議の話題にはならないわけですが、五木ダムの問題が実はございまして、今県の方では、評価監視委員会の方で諮問をされていると。この結論を持っていろいろ動きが出てくるということあります。県と村の方では、地域の説明会を来週から開催をするわけで、十分に説明をお願いしたいなというふうに思っております。場合によっては、この動向によっては、こういう場の俎上にあげていく必要が出てくるのかなと考えています。と言いますのは、五木村においては水害が起こっておりまし、その被害防止のためにはどういう方法があるのか、どういう手段があるのかということをやっぱり検討する必要が出てくるのではないかと考えております。それから、最後になりましたけれども五木村6月26日に三者の一定の合意を得たわけであります。その間2年間ぐらいに渡って、各流域の市町村長さん方、大変要望活動等をしていただき深く感謝申し上げたいと思います。さらには国交省、国あるいは熊本県においても真摯に協議を頂きまして、一定の合意を得たということで深く感謝申し上げたいと思います。ただ中身については今からということでございまして、今協議を進めている段階であります。引き続きご協力を願いできればというふうにお願いを申し上げたいと思います。以上でございます。

司会)

ありがとうございました。その他、ございますでしょうか。土木部長さん。

土木部長)

今の五木の村長さんに対するお答えは、良いですか。この「検討をする場」ということで、先ほど整備局の方から幹事会の設置を提案していただきましたけども、あくまでも我々としては球磨川において治水安全度を設定しそれに向けて対策を検討するという従来の手法ではなくて、ダムによらない実現可能な対策を積み上げていくという、いわゆる球磨川方式ということで検討を進めることで、今、進んでおります。そういったことで、今後幹事会ということを設定するということでございますけれども、先程お話ししておりますとおり、「直ちに実施する対策」というのはもちろんござりますけれども、「今後引き続き検討する対策」という事柄につきましても、このサイクル、仕組みでいくことになれば、その中で最も効果的なものは何かとか、一番課題として時間をかけるべきは何かとか、そういった、これまで「直ちに実施する対策」と、今後、「引き続き検討する対策」と二段階方式になっていきますけども、この辺も、今後、「引き続き検討する対策」というのももう少し実施に移す対策とか、かなり効果的なも

のは何なのかとか、そういった段階をもう少し増やしながら、この幹事会のサイクルをまわしていく必要があるかなと思っております。そういった点で私も幹事会に出席する事になるかもしれませんけれども、そういったところで議論を進めながらですね、この検討の場の方でいろいろなご意見を伺いたいと思っております。以上でございます。

司会)
知事様。

熊本県知事)

今日の会議を聞いておりまして、とても議論が進んだなと思っています。

まず最初に五木村の振興について、これを一体としてするべきではないかというお話を去年の6月23日ですか、そういうことがあって三竦みの関係であったような気がする、国と県と五木村の。ただ一生懸命に同じ目標に向かってやろうと決めた後ですね、それぞれの立場から積極的に話し合うことによって、今の合意に至ったのではないかと思っています。

そういう意味で合意に至った過程において、幹事会というのですか、担当した皆様のご苦労に大変感謝したいと思っています。そのような気持ちですね、今回の治水についても進めていくべきではないかなと、お互いに責任を擦り合うのでなくて、積極的に同じ目標について、同じ目標というのは球磨川の治水だと私は思うんですね。これに向かって三者が歩み寄って連携していくというのがとても大事だと私は思っています。

東日本大震災の経験、あるいは一昨日の四国や岡山の災害、水害、それから私自身もですね、この前の大震災の時に球磨川の方に行って見てきました。そういう事を全体で考えながら私が思ったのは、生命、財産と言うけれども財産よりも生命、これをいかに早く重点的に守るかということが大事だということと、それから目標を高く掲げるのには良いけれども、まず、できることをスピード感を持ってやること、これがとても大事だと私は感じました。そういう意味で今回の会議で、「直ちに実施する対策」というのは何れも早急に実施しなきゃいけない、スピード感を持ってやらなきゃいけないことが大事だと思っています。それでも足りないことが分かりましたので、「引き続き検討する対策」は検討したらすぐ手続き、実施する対策に移行すべきではないかなと思っています。そのことによって治水の安全が一層の向上を図ることができるのでないかなと思っています。

今回会議で初めて、国から「直ちに実施する対策」実施後の治水の安全性が示されました。この「直ちに実施する対策」を想定するとともに、「引き続き検討する対策」の検討をスピード感を持って全力で取り組むことの重要性を改めて感じた次第です。県としても五木村の振興の時のあの連携をもってですね、国と共にしっかりと、それから流域市町村長の皆様としっかりと連携をしながら、この問題に取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

司会)

ありがとうございます。
中嶋局長から。

九州地方整備局長)

今日はスピード感というのが大きなキーワードであったかと思います。

今後、ただ検討するだけでは、全く意味がございません。今日おっしゃったことをスピード感を持って早めに、まず検討も早く、それから早く実施していくと、そういうことを今後のこの会の進め方、あるいは幹事会の進め方のキーワードということで、私ども進めて参りたいと思いますので、皆さん今後ともご協力よろしくお願ひいたします。

司会)

それでは長時間ご審議ありがとうございました。
これをもちまして、第9回の会議を閉じさせていただければと思います。ありがとうございます。